

法人指導監査の概要

令和2年10月22日現在

名 称	開成町社会福祉協議会		
所 在 地	開成町吉田島1043-1		
実施年月日	令和元年9月25日	実施区分	実地監査
文 書 指 摘 の 内 容			改 善 状 況
<p>改善を要する事項は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員選任・解任委員の選任が適正ではありませんでした。 ・ 評議員の選任が適正に行われていませんでした。 ・ 評議員会の決議が適正に行われていませんでした。 ・ 評議員会の記録の作成（保存）が適正に行われていませんでした。 ・ 理事の選任が適正に行われていませんでした。 ・ 理事会の決議が適正に行われていませんでした。 ・ 理事への権限の委任が適切に行われていませんでした。 ・ 監事の選任が適正に行われていませんでした。 ・ 理事会を継続して欠席している監事がいました。 ・ 契約等が適正に行われていませんでした。 			<p>改善済</p> <p>改善済</p> <p>改善済</p> <p>改善済</p> <p>改善済 (令和2年10月22日改善確認)</p> <p>改善済</p> <p>改善中</p> <p>改善済 (令和2年10月22日改善確認)</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p>

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。

改善状況欄に日付の記載が無いものは、令和2年8月31日における情報です。